



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年8月19日火曜日 第1484号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	873
土地改良事業の工事の完了.....	874
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....	874
道路の区域変更（県道寺尾重信線）.....	875
道路の供用開始（"）.....	875
道路の区域変更（県道久米垣生線）.....	875
道路の区域変更（県道美川松山線）.....	875
道路の供用開始（"）.....	876
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	876
道路の供用開始（"）.....	876
道路の区域変更（県道広田双海線）.....	876
道路の区域変更（県道中山双海線）.....	877
道路の区域変更（県道内子双海線）.....	877
道路の供用開始（"）.....	877
道路の区域変更（一般国道378号）.....	877
道路の供用開始（"）.....	878
道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）.....	878
道路の供用開始（"）.....	878
道路の区域変更（一般国道197号）.....	878
道路の供用開始（"）.....	878
道路の区域変更（一般国道378号）.....	879
道路の供用開始（"）.....	879
道路の区域変更（県道八幡浜宇和線）.....	879
道路の供用開始（"）.....	879

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	880
道路の供用開始（"）.....	880
道路の区域変更（県道鳥首五十崎線）.....	880
道路の供用開始（"）.....	880
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	880
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	881
道路の供用開始（"）.....	881
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	881
道路の供用開始（"）.....	881
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	882
道路の供用開始（"）.....	882
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	882
道路の供用開始（"）.....	882
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	883
道路の供用開始（"）.....	883
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	883
道路の供用開始（"）.....	883
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	883
道路の供用開始（"）.....	884
道路の区域変更（県道吉田宇和島線）.....	884
道路の区域変更（一般国道378号）.....	884
道路の供用開始（"）.....	884
道路の区域変更（県道下鍵山松野線）.....	885
道路の供用開始（"）.....	885
開発行為に関する工事の完了.....	885
道路の位置の指定（2件）.....	885

## 告 示

### ○愛媛県告示第1671号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300092117	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	新谷孝子	児童居宅介護	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	平成15年8月1日
38000300093115	東宇和農業協同組合	東宇和郡宇和町大字卯之町3丁目435番地2	清水光喜	児童居宅介護	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンタ	東宇和郡野村町大字野村12号454番地	平成15年8月1日
38000300094113	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤澤朋子	児童居宅介護	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町5丁目3番地2号	平成15年8月1日
38000300095110	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤澤朋子	児童居宅介護	武吉ホームヘルプサービス東予	東予市周布348-8-2F	平成15年8月1日
38000300096118	医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地1	清水清勝	児童居宅介護	ヘルパーステーションひまわり	大洲市徳森1512番地1	平成15年8月1日

○愛媛県告示第1672号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第17条の4 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100106117	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	新 谷 孝 子	身体障害者居宅介護	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	平成15年 8月1日
38000100107115	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤 澤 朋 子	身体障害者居宅介護	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町5丁目3番地2号	平成15年 8月1日
38000100108113	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤 澤 朋 子	身体障害者居宅介護	武吉ホームヘルプサービス東予	東予市周布348- 8- 2 F	平成15年 8月1日
38000100109111	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 川 駿	身体障害者居宅介護	株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市岸の上町1丁目10- 40	平成15年 8月1日

○愛媛県告示第1673号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5 第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200120117	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	新 谷 孝 子	知的障害者居宅介護	有限会社わかばケアサービス	伊予三島市宮川1丁目6番10号	平成15年 8月1日
38000200121115	東宇和農業協同組合	東宇和郡宇和町大字卯之町3丁目435番地2	清 水 光 喜	知的障害者居宅介護	J A東宇和ホームヘルプサービスセンタ	東宇和郡野村町大字野村12号454番地	平成15年 8月1日
38000200122113	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤 澤 朋 子	知的障害者居宅介護	武吉ホームヘルプサービス今治	今治市郷新屋敷町5丁目3番地2号	平成15年 8月1日
38000200123111	有限会社武吉	今治市横田町1丁目6番3号	藤 澤 朋 子	知的障害者居宅介護	武吉ホームヘルプサービス東予	東予市周布348- 8- 2 F	平成15年 8月1日
38000200124119	株式会社悠遊社	松山市余戸南二丁目24番38号	寺 川 駿	知的障害者居宅介護	株式会社悠遊社新居浜事業所	新居浜市岸の上町1丁目10- 40	平成15年 8月1日
38000200125116	医療法人恕風会	大洲市徳森1512番地1	清 水 清 勝	知的障害者居宅介護	ヘルパーステーションひまわり	大洲市徳森1512番地1	平成15年 8月1日

○愛媛県告示第1674号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
畑地帯総合整備事業	三瓶北地区	平成15年 3月15日

○愛媛県告示第1675号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第 5 条第 1 項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第 5 条第 3 項の規定により、1 のとおり公示し、及び 2 のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(松山地方局管内)

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称
温泉郡中島町大字大浦1651番地1 河 野 日出春	温泉郡中島町大字神浦2187番地 松 本 博 和	温泉郡中島町大字宇和間673番地2 能 田 淳 二	中 島	中島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成15年 8月19日から同年 9月 2日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

松山地方局管内の加入区	松山地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第1676号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字石経92番 3 から 同大字831番 8 まで	旧	メートル 9.0~10.8	キロメートル 0.047	
			新	10.0~24.0	0.047	

○愛媛県告示第1677号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	寺尾重信線	周桑郡丹原町大字石経92番 3 から 同大字831番 8 まで	平成15年 8月19日

○愛媛県告示第1678号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久米垣生線	松山市古川南一丁目520番 1 から 同市古川南一丁目528番 1 まで	旧	メートル 7.5~14.0	キロメートル 0.222	
			新	13.5~22.0	0.222	

○愛媛県告示第1679号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	美川松山線	上浮穴郡久万町大字上畑野川乙403番 7 から 同大字乙403番 9 まで	旧	メートル 4.8~ 8.0	キロメートル 0.114	
			新	17.2~28.2	0.114	

"	"	上浮穴郡久万町大字上畑野川乙383番11から	旧	6.6~34.9	0.126	
		同大字乙384番4まで	新	8.1~51.7	0.094	

## ○愛媛県告示第1680号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川松山線	上浮穴郡久万町大字上畑野川乙403番7から 同大字乙403番9まで	平成15年8月19日
"	"	上浮穴郡久万町大字上畑野川乙383番11から 同大字乙384番4まで	"

## ○愛媛県告示第1681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	池田中山線	伊予郡中山町大字出淵8番耕地26番3から 同大字8番耕地29番16まで	旧	メートル 5.4~8.6	キロメートル 0.147	
			新	28.1~38.5	0.147	

## ○愛媛県告示第1682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	池田中山線	伊予郡中山町大字出淵8番耕地26番3から 同大字8番耕地29番16まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1683号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘上土屋甲53番から 同大字字久保甲4132番1まで	旧	メートル 4.0~14.0 11.0~23.2	キロメートル 0.460 0.475	
			新	11.0~23.2	0.475	

"	"	伊予郡双海町大字上灘字久保甲4131番1から 同大字字中久保甲4209番まで	旧	4.5～6.0 11.8～20.0	0.262 0.269	
			新	11.8～20.0	0.269	

## ○愛媛県告示第1684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山双海線	伊予郡双海町大字上灘字七百田甲452番1地先から 同大字字下土屋甲51番2地先まで	旧	メートル 0.0	キロメートル 0.0	
			新	8.5～14.0	0.025	

## ○愛媛県告示第1685号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸甲1342番地先から 同大字甲1285番5地先まで	旧	メートル 5.6～17.0	キロメートル 0.484	
			新	9.2～69.7	0.339	

## ○愛媛県告示第1686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子双海線	伊予郡双海町大字高岸甲1342番地先から 同大字甲1285番5地先まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1687号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	八幡浜市真網代乙179番3から 同市真網代乙182番9まで	旧	メートル 4.0～7.0	キロメートル 0.167	
			新	13.0～61.0	0.167	

## ○愛媛県告示第1688号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市真網代乙178番4から 同市真網代乙182番9まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1689号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1177番3から 同大字2番耕地1178番2まで	旧	メートル 7.0～8.5	キロメートル 0.033	
			新	13.2～23.5	0.033	

## ○愛媛県告示第1690号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	舌間八幡浜線	八幡浜市大字舌間2番耕地1177番3から 同大字2番耕地1178番2まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1691号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
一般国道	197号	八幡浜市大字松柏乙1021番2から 同大字乙1100番3まで	旧	メートル 11.3～12.1	キロメートル 0.103	
			新	11.8～13.6	0.103	

## ○愛媛県告示第1692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	197号	八幡浜市大字松柏乙1021番 2 から 同大字乙1100番 3 まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1693号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一般国道	378号	八幡浜市江戸岡一丁目1241番 5 から 同市江戸岡一丁目1251番 4 地先まで	旧	メートル 10.4～14.4	キロメートル 0.063	
			新	12.4～16.4	0.063	

## ○愛媛県告示第1694号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	八幡浜市江戸岡一丁目1241番 5 から 同市江戸岡一丁目1251番 4 地先まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1695号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山 6 番耕地76番10	旧	メートル 28.0～38.0	キロメートル 0.030	
			新	31.0～39.0	0.030	

## ○愛媛県告示第1696号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	八幡浜宇和線	八幡浜市若山 6 番耕地76番10	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1697号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字次郎丸乙43番7から 同町菅田字上除ケ丙796番6まで	旧	メートル 5.1～8.7	キロメートル 0.200	
			新	10.7～16.1	0.200	

## ○愛媛県告示第1698号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田字次郎丸乙43番7から 同町菅田字上除ケ丙796番6まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1699号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1620番22から 同大字甲1677番1まで	旧	メートル 13.5～75.0	キロメートル 0.195	
			新	13.5～75.0	0.197	

## ○愛媛県告示第1700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥首五十崎線	喜多郡五十崎町大字古田甲1620番22から 同大字甲1677番1まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1701号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加戸守行



道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡五十崎町大字北表甲1037番から 同大字甲1256番2まで	旧	メートル 3.7～7.8	キロメートル 0.185	
			新	9.1～38.0	0.178	
"	"	喜多郡五十崎町大字北表甲1256番2から 同大字甲1352番1まで	旧	3.8～6.9	0.090	
			新	3.8～6.9 23.4～40.1	0.090 0.059	
"	"	喜多郡五十崎町大字北表甲1352番1から 同大字甲1340番3まで	旧	3.3～25.0	0.111	
			新	25.0～61.0	0.097	

## ○愛媛県告示第1702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡保内町喜木津2番耕地829番2	旧	メートル 4.5～7.0	キロメートル 0.013	
			新	6.5～10.0	0.013	

## ○愛媛県告示第1703号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡保内町喜木津2番耕地829番2	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1704号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字奥ノ谷258番2から 同字236番1まで	旧	メートル 5.0～18.0	キロメートル 0.064	
			新	8.9～23.0	0.064	

## ○愛媛県告示第1705号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字奥ノ谷258番2から 同字236番1まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1706号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字ヲサキ755番4から 同字682番4まで	旧	メートル 6.2～15.4	キロメートル 0.134	
			新	12.4～21.8	0.134	

## ○愛媛県告示第1707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町亀浦字ヲサキ755番4から 同字682番4まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1708号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字コツコ原甲1915番3から 同字甲1915番4まで	旧	メートル 4.5～20.0	キロメートル 0.069	
			新	4.6～20.0	0.069	

## ○愛媛県告示第1709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

## 愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町小島字コツコ原甲1915番3から 同字甲1915番4まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字堺谷乙98番2から 同字乙72番4まで	旧	メートル 10.4～22.0	キロメートル 0.103	
			新	18.8～45.0	0.083	

## ○愛媛県告示第1711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字堺谷乙98番2から 同字乙72番4まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1712号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字大平乙1032番4から 同字乙1076番2まで	旧	メートル 7.3～22.5	キロメートル 0.069	
			新	8.5～25.6	0.069	

## ○愛媛県告示第1713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町三机字大平乙1032番4から 同字乙1076番2まで	平成15年 8月19日

## ○愛媛県告示第1714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字トビワタリ1454番3から 同町田部字コチクモ1459番11まで	旧	メートル 16.3~20.0	キロメートル 0.030	
			新	17.8~23.0	0.032	

## ○愛媛県告示第1715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡瀬戸町田部字トビワタリ1454番3から 同町田部字コチクモ1459番11まで	平成15年8月19日

## ○愛媛県告示第1716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字屋内甲1477番1から 同市大浦字木屋敷甲1609番1まで	旧	メートル 3.0~11.0	キロメートル 0.583	
			新	12.0~40.0	0.583	

## ○愛媛県告示第1717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	北宇和郡吉田町大字白浦字ナラウ2530番1地先から 同字2531番地先まで	旧	メートル 6.1~9.5	キロメートル 0.059	
			新	7.1~9.5	0.059	

## ○愛媛県告示第1718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	北宇和郡吉田町大字白浦字ナラウ2530番1地先から 同字2531番地先まで	平成15年8月19日

○愛媛県告示第1719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見176番2から 同大字194番2まで	旧	メートル 4.1～14.0	キロメートル 0.137	
			新	7.2～15.0	0.137	

○愛媛県告示第1720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	下鍵山松野線	北宇和郡広見町大字広見176番2から 同大字194番2まで	平成15年 8月19日

○愛媛県告示第1721号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
15西局丹土（開）第5号 平成15年 8月4日	周桑郡小松町大字大頭字山本甲319番10	大阪府堺市八田西二丁目20番4号 藤 本 恵 子
15松局伊土検（開）第19号 平成15年 8月6日	伊予郡砥部町重光170番1、170番2、170番3、171番、171番2及 び174番2	松山市美沢二丁目3番34号 株式会社 ミサワハウス 代表取締役 橋 本 光 子
15松局伊土検（開）第20号 平成15年 8月6日	伊予郡松前町大字徳丸字諏訪1277番6	伊予郡松前町大字徳丸1131番地1 フレグランス徳丸B 大 西 博
15西局建（開）第12号 平成15年 8月7日	西条市ひうち字西ひうち8番4及び8番13	今治市小浦町一丁目4番52号 今治造船株式会社 代表取締役 檜 垣 俊 幸

○愛媛県告示第1722号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置  
伊予三島市中曾根町字井垣 325 番 1
- 申請人の住所氏名  
川之江市川之江町2893番地 1  
富士住宅産業株式会社

代表取締役 白石 豊信

3 図面省略

○愛媛県告示第1723号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。  
平成15年 8月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置  
伊予三島市村松町字横田縄 478 番41及び 478 番43

- 2 申請人の住所氏名  
川之江市川之江町2893番地 1  
富士住宅産業株式会社  
代表取締役 白石 豊信
- 3 図面省略